

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例

(家庭系廃棄物の排出方法)

第26条 市民は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭系廃棄物を分別し、所定の場所に適正に排出しなければならない。

2 市民は、家庭系廃棄物が飛散し、流出し、又は悪臭が発散しないようにするとともに、所定の場所を常に清潔にしておくよう努めなければならない。

(資源物の所有権等)

第26条の2 前条第1項の規定により排出された家庭系廃棄物のうち、再生利用を目的として分別して収集する資源物で規則で定めるもの（次項において「資源物」という。）の所有権は、市に帰属する。

2 市又は市長が指定する者以外の者は、資源物を収集し、又は運搬してはならない。

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則

(資源物で規則で定めるもの)

第11条の2 条例第26条の2第1項の再生利用を目的として分別して収集する資源物で規則で定めるものは、次に掲げる資源物とする。

- (1) 古紙類(新聞、段ボール、雑誌類、牛乳パック、その他の紙)
- (2) 缶
- (3) 繊維

(市長が指定する者)

第11条の3 条例第26条の2第2項の規定による市長が指定する者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市と資源物の収集運搬に係る委託契約を締結している者
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者